

目的別口座（積立定期預金）規程

1. 預入形態

目的別口座（積立定期預金）（以下「この預金」と言います。）の預金形態は、口座振替による自動積立方式および随時入金方式とします。なお、この預金はアプリ専用とし、証書、通帳等の発行は致しません。

2. 取引条件

- （１）本取引を行うにあたり、預金者はふくぎんアプリを登録するものとし、この預金の残高・入出金明細等はふくぎんアプリの目的別口座の入出金明細照会から確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- （２）この預金の各種お手続きは、ふくぎんアプリから行うものとします。ＡＴＭや窓口、当行のタブレット端末からのお手続きはできません。

3. 預金の預入れ等

- （１）この預金は、毎月口座振替の方法により預入れるほか、ふくぎんアプリからの振替入金で随時預入もできます。目標日（満期日）の１か月前の応当日まで預入れ可能です。
- （２）この預金への預入れは１回につき１００円以上１円単位とし、預入れの都度各々独立したスーパー定期とします。
- （３）営業店窓口、ＡＴＭでのお預入れはできません。

4. 口座振替による預入

- （１）この預金は、毎月１回口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は、ふくぎんアプリでのお申し込みの通りとします。
- （２）第１項の規定にかかわらず、振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日を含み１０日間（末日が休日の場合は、前営業日まで）の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。
- （３）次のいずれかに該当する場合は特に通知することなく口座振替を行いません。
 - ①引落預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき。
 - ②その他、当行がこの預金への預入れができないと判断したとき。
- （４）振替日、振替金額を変更する場合は、ふくぎんアプリから変更操作を行ってください。

5. 預入預金の種類、期間、継続の方法

- （１）口座開設日から最終預入期限までに預入れの定期預金の種類は、預入れのつど口座開設日から目標日（満期日）までの期間に応じ、「自由金利型定期預金（Ｍ型）」により取扱います。
- （２）目標日（満期日）は、初回積立指定日から１か月超～１０年の応当日の間でご指定いただけます。
- （３）この預金は自動継続いたしません。

6. 利息

- （１）この預金の預入日から目標日（満期日）の前日までの日数および目標設定期間ごとに適用される利率によって計算し、満期日以後この預金と共に支払います。
- （２）この預金の利息は、目標日（満期日）よりも前に支払（明細指定支払・口座解約）する場合には、預入日から支払日の前日までの日数について、当行所定の中途解約利率によって計算します。
- （３）この預金の目標日（満期日）以後の利息は、目標日（満期日）から口座解約日の前日ま

での日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 債権保全の必要があるとき、その他当行が目標日（満期日）前の支払（明細指定支払・口座解約）を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は目標日（満期日）前に解約できません。
- (5) 当行がお客様からの支払請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、目標日（満期日）前に解約する場合の利息は、預入日現在における当行所定の中途解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とします。

7. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、ふくぎんアプリで操作をしてください。
- (2) 預金の残高の一部の払戻請求があったときは、指定された明細を解約します。
- (3) 第1項の解約の手續に加え、当該預金の解約の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約の手續きを行いません。
- (4) 当行が、この預金の解約が必要と認めた場合には、預金者に通知することなく、この預金を解約できるものとします。

8. 規程の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規程の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

9. 他の規程との関係

- (1) この規定に定めのない事項については、定期預金共通規程その他当行が別に定める規程の定めによるものとします。ただし、この預金がアプリ専用型であることまたはこの預金雄性質上適用することができない事項については適用しません。
- (2) この規定の定めと定期預金共通規程その他当行が定める別に定める規定の定めとの間に相違がある場合は、この規定の定めを優先して適用します。

以上

(2026年8月3日現在)